



詐欺又は強迫による意思表示に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. Aが、Bの強迫により、A所有の甲土地をBに売却し、その直後にBが甲土地をCに転売し、それぞれ所有権移転登記がなされた場合、CがBの強迫の事実につき善意・無過失であったときは、Aは、Cに対し、強迫を理由とするAB間の売買契約の取消しを対抗することができない。
- イ. Bが賡作の絵画甲を所有していたところ、Cが、Aに対し、甲が真作である旨欺罔し、Aは、甲を真作であると誤信してBから購入した。この場合において、BがCの詐欺の事実につき善意・有過失であったときは、Aは、Cの詐欺を理由としてBとの売買契約を取り消すことができる。
- ウ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記がなされたところ、Aは、詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消したが、その後、Bが甲土地をその登記がB名義のままであることを奇貨としてCに売却した場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Cは、登記を備えなくとも甲土地の所有権の取得をAに対抗することができる。
- エ. A及びBがCに対する連帯債務を負っていたところ、AがCの詐欺によりCに代物弁済をした後、詐欺を理由として代物弁済を取り消した場合、BがCの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Bは、Cに対し、代物弁済による債務の消滅を対抗することができる。
- オ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記を経た後、Bの債権者であるCが甲土地上に抵当権の設定を受けた場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であっても、Aは、Bに対し、Bの詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消すことができる。

1. ア, ウ
 2. ア, エ
 3. イ, ウ
 4. イ, オ
 5. エ, オ

4

自然人（権利の主体） 行為能力

正解

4

□□ ア × 民法 96 条 1 項は、「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる」と規定する。しかし、同条 3 項は、「前 2 項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない」と規定するのみで、強迫による意思表示の取消しを第三者に対抗することができない場合の規定を置いていない。同条の趣旨は、強迫の場合、表意者に帰責事由がないことが多いことや表意者の意思抑圧が大きいことから、取消しの効果を善意無過失の第三者にも対抗できるとし、表意者保護を図る点にある。よって、本肢は、C が B の強迫の事実につき善意無過失であったときであっても、A は、C に対し、強迫を理由とする A B 間の売買契約の取消しを対抗することができるから、誤りである。したがって、本肢は妥当なものではない。

□□ イ ○ 民法 96 条 2 項は、「相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる」と規定する。よって、第三者 C が、表意者 A に対して欺罔し、A が誤信して B から賡作甲を購入した場合において、相手方 B が C の詐欺の事実につき善意有過失であったときは、A は、C の詐欺を理由として B との売買契約を取り消すことができるから、本肢は、正しい。したがって、本肢は、妥当なものである。

□□ ウ × 詐欺による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができない（民法 96 条 3 項）ところ、「第三者」とは、詐欺取消し前に現れた第三者に限られると考えられる。同条の趣旨は、詐欺によって生じた事実関係を信頼して利害関係を生じた詐欺に関係のない第三者を保護する点にあるところ、取消し後に現れた第三者は既に詐欺取消しによって事実関係が修復された後に新たな利害関係を生じた者であるためである。そして、判例は、取消し後に現れた第三者と取消者の関係を対抗関係と捉える（大判昭 17.9.30）。よって、C が A に甲土地の所有権の取得を対抗するためには、不動産物権変動の対抗要件に当たる登記（民法 177 条）を備える必要があり、本肢はこれがなくとも甲土地の所有権の取得を A に対抗することができるとする点で、誤りである。したがって、本肢は、妥当なものではない。

□□ エ × 詐欺による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができない（民法 96 条 3 項）ところ、詐欺取消しにおいて善意の第三者として保護されるためには、詐欺によって生じた事実関係に基づいて新たな利害関係を生じた者である必要がある。連帶債務者 B は、A の代物弁済の前から A と利害関係にあり、A の代物弁済によって生じた事実関係に基づいて新たな利害関係を生じた者ではない。よって、B が C の詐欺の事実につき善意無過失であったとしても、B は、C に対し、代物弁済による債務の消滅を対抗することができない。したがって、本肢は、妥当なものではない。

□□ オ ○

売主 A を欺罔して、A 所有の甲土地を譲り受けた B から抵当権の設定を受けた C は、詐欺によって生じた事実関係に基づいて新たな利害関係を生じた者であり、「第三者」（民法 96 条 3 項）に当たる。よって、C が B の詐欺の事実につき善意無過失である場合、A は、C に対し、B の詐欺を理由として甲土地売却の意思表示の取消しを対抗することはできない。もっとも、取消しの効果を善意無過失の第三者に対抗できないに過ぎず、詐欺取消しを行うこと自体が妨げられるわけではない。C が B の詐欺の事実につき善意無過失であっても、A は、B に対し、B の詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消すことができる。したがって、本肢は妥当なものである。